

## 第4章 次世代育成支援行動計画



## 第4章 次世代育成支援行動計画

### 基本施策1 子育て支援サービスの充実

#### (1) 現状と課題

子どもの発達や健康状態は一人ひとり異なります。つまり、子育て家庭におけるニーズは子どもの数だけあるともいえます。

本市は子育てを支援するために様々なサービスを提供していますが、それらのサービスに子どもや子育て家庭をあてはめるといった考えではなく、それぞれの子どもや子育て家庭が置かれている状況を正確に把握し、個別のニーズを適切にくみとることが大切です。

核家族世帯の増加や共働き世帯の増加など、本市の社会状況は大きく変化しています。また、市民の生活様式がますます多様化していく中、子どもや子育て家庭に寄り添いながら子育て支援サービスを充実していくことが求められています。

#### (2) 今後の取組

##### 1) 子ども・子育て支援事業の基盤整備

老朽化した教育・保育施設については、改築を含めた検討を行い、順次整備を進めています。第1期計画期間中に実施を予定していた案件についてはすべて実施完了していますが、残された施設については、すべての子どもが質の高い生活環境を維持できるよう検討の上、順次対応します。

主な事業	内容	担当課
教育・保育施設及び地域型保育施設の整備	教育・保育施設及び地域型保育施設の老朽化に伴うもの及び待機児童解消のための施設整備への補助を行うほか、防犯対策等保育環境整備のための施設整備に対して補助を行います。	子育て支援課
放課後児童健全育成施設の整備	放課後児童健全育成事業の推進のため、保育面積の確保及び老朽化対策の施設整備を行います。	子育て支援課
地域子育て支援拠点施設の整備	子ども・子育て支援事業を推進するため、地域子育て支援施設（みらい広場・きらきら・ピコロ）の整備を行います。	子育て支援課
母子生活支援施設整備の検討	母子生活支援施設「ひまわり園」は、建物の老朽化が進んでいますが、施設入居者の利便性が向上するよう利用効果もあわせ検討及び整備を行います。	子育て支援課

## 2) 保育ニーズに対応した子育て支援サービスの充実

子育て家庭のニーズの多様化に対応するために、それぞれの子どもや子育て家庭が置かれている状況を正確に把握し、個別のニーズを適切にくみとり各種サービスを充実・推進します。

主な事業	内 容	担当課
一時預かり事業の推進	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対して、保育所、幼稚園、認定こども園及び子育て支援総合施設等で、一時預かり保育を行います。	子育て支援課
延長保育事業の推進	保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用時間以外の時間に保育所等で保育を行います。	子育て支援課
休日保育事業の推進	保護者の就労等の理由により、日曜日及び祝日に保育を行います。	子育て支援課
病児・病後児保育事業の推進	3か月から小学校6年生までの子どもが病気の際に、保護者の就労等の理由により自宅での保育が困難な場合、病児保育施設で預かりを行います。(病児保育施設: すこやか・のびのび・おひさま)	子育て支援課



子育て支援施設『きらきら』

八女市立花町北山 2747 番地 5 北山保育所隣り

電話・FAX 0943-24-9090

### 3) 安心して妊娠・出産・子育てできる支援

母子保健対策の充実や乳幼児健診、相談支援などにより、安心して妊娠・出産・子育てができる支援体制づくりを充実します。

主な事業	内 容	担当課
やめっこ夢祝金支給事業の実施	子育て家庭への経済支援のため、新生児に対し第1子50,000円、第2子80,000円、第3子以降100,000円のやめっこ夢祝金を支給します。(平成24年4月から支給)	子育て支援課
不妊治療費助成事業の推進	高額の治療費がかかる不妊治療について、経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。	健康推進課
妊娠期への支援体制の確立	子育て世代包括支援センターで、妊娠期から幼児期まで母親が安心して出産でき子育てできるようサポートを行います。	子育て支援課
乳幼児健診の実施	4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児の健康診査を実施し、発育・発達・生活習慣・栄養・口腔衛生等について指導を行います。	子育て支援課
乳幼児の子育て相談の実施	子育て世代包括支援センターや乳幼児健診をはじめとした母子保健事業や地域子育て支援拠点事業であらゆる機会に保健師及び保育士等による子育て相談を行います。	子育て支援課
育児支援家庭訪問事業の実施	養育力が不足している家庭に対して、個別に訪問を行い、安心して子育てができるよう支援を行います。	子育て支援課
小児救急医療体制の充実	医師会の協力を得ながら公立八女総合病院、筑後市立病院において、夜間・日曜日の小児救急医療を継続し医療の充実を図ります。また「#8000(小児救急医療電話相談)」の啓発に努めます。	健康推進課
子育てに関する知識の普及活動	子どもの発達段階に応じた接し方、家庭におけるしつけなどを掲載した冊子を乳幼児健診等で配布し、正しい知識の普及啓発を図ります。また、各団体の子育て講演会等を通して、子育てを楽しく行っていけるよう啓発に努めます。	子育て支援課

## # 8000 (小児救急医療電話相談)

小さなお子さんを持つ保護者の皆さんの不安を軽減するため、子どもの急な病気（発熱、下痢、嘔吐、けいれん等）、ケガに関する相談に対し、経験豊かな看護師、又は必要に応じて小児科医がアドバイスをする休日夜間の電話相談を行っています。

### 受付時間

平日	19時から翌朝	7時まで
土曜	12時から翌朝	7時まで
日祝	7時から翌朝	7時まで

筑後地区	0942-37-6116
筑豊地区	0948-23-8270
福岡地区	092-661-0771
北九州地区	093-662-6700



### (3) 評価指標

取組項目	現 状	目 標 値 (令和6年度)
地域子育て支援施設を利用したい人	41.9% <sup>※1</sup>	60.0%
子育て世代包括支援センターの相談件数	28件 <sup>※2</sup>	50件
病児・病後児保育利用者数	2,535人 <sup>※3</sup>	3,000人

※1 みらい広場の実績値。

※2 令和2年1月末の実績値。

※3 平成30年度の実績値。

## 基本施策 2 地域における子育て支援の充実

### (1) 現状と課題

少子化、核家族化の進行、地域におけるつながりの希薄化など、社会環境は大きく変化しています。特にひとり親世帯、子育てを母親に任せっきりになっている世帯、周囲に気軽に相談できる人がいない子育て世帯は地域で孤立しやすいと言えます。

気軽に頼れる相談先をできるだけ多く確保することが、子育て家庭の孤立を防ぎ安心感につながります。行政の窓口を充実、周知することはもちろんですが、普段から地域の人同士で気軽に声を掛け合うことで、地域ぐるみで子育てをしているとの雰囲気醸成することも大切です。

地域の子どもや子育て家庭を取り巻く生活課題は複雑化、複合化しており、その多くは行政のサービスだけで解決することが難しいといえます。そこで、自助、共助、公助の枠組みを通じて、地域全体で子育てを行っていく視点も大切です。

本市では、子育て支援拠点施設やめっこ未来館「みらい広場」、子育て支援拠点施設「ピコロ」、子育て支援拠点施設「きらきら」で、子育て中の皆さんが仲間をつくり、みんなで楽しみ・考え・支えあっていける場を提供しながら、地域における子育て支援の充実を推進します。

### (2) 今後の取組

#### 1) 地域における子育て家庭への支援

子育てを行う親や家族が安心していきいきと子育てができ、子育てに対する不安感や悩みを解消するため、子育てを学ぶ場の提供、親同士の仲間づくりの場の提供を推進します。

主な事業	内容	担当課
地域子育て支援拠点事業の推進	やめっこ未来館を拠点に市内3か所（みらい広場・きらきら・ピコロ）で子育て支援拠点事業を実施します。また市内の公共施設で移動ひろばを実施します。	子育て支援課
利用者支援事業の推進	子ども及びその保護者並びに妊産婦が、様々な子育て支援事業や施設を適切に選択でき、また円滑に利用できるよう支援事業の推進を図ります。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業の推進	会員登録によりお互いに子育てに関わる援助や支援活動を実施します。継続的に会員及び市内の全地区への拡大を図ります。	子育て支援課

主な事業	内 容	担当課
乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん）の推進	主任児童委員を中心に、概ね生後4カ月以内の乳幼児を対象に市内全地区の家庭を訪問します。また、第1子の乳幼児については、保健師又は助産師も訪問します。	子育て支援課
子育てサークル等の育成	同じ悩みを持つ親同士の仲間づくりのため、子育て支援拠点施設でグループの育成に努めます。	子育て支援課
保育所、幼稚園、認定こども園の子育て支援及び情報の提供	子育て支援課窓口及び各教育・保育施設において、子育て支援の推進及び情報の提供を行うことで、地域での子育てを支援します。待機児童の原因の一つである保育士等の不足を解消するために、市内の教育・保育施設の求人情報を子育て支援課窓口においてチラシ等を設置するとともに、問い合わせ等にも積極的に対応します。	子育て支援課
「子育て応援の店」推進事業の促進	「子育て応援の店」事業を推進し、「子育て応援パスポート」の普及とアプリの周知を行い、サービス利用の促進に努めます。	子育て支援課

## 子育て応援パスポートアプリ

- 「パスポートサービス」を提供している「子育て応援の店」を、現在地やジャンルなどから検索できる地図アプリです。

現在地からすぐに  
「パスポートサービス」  
のお店を探せます









スマートフォンから上記のQRコードにアクセスしていただくか、「App Store」又は「Google Play」から、「福岡 子育て応援パスポート」と検索し、アプリをダウンロードしてください。



## 2) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

子どもたちが気軽に集い、遊ぶことができる居場所づくりと地域の大人たちと気軽に交流できる環境をつくることで、子どもの健全育成が効果的に発揮できる場を推進します。

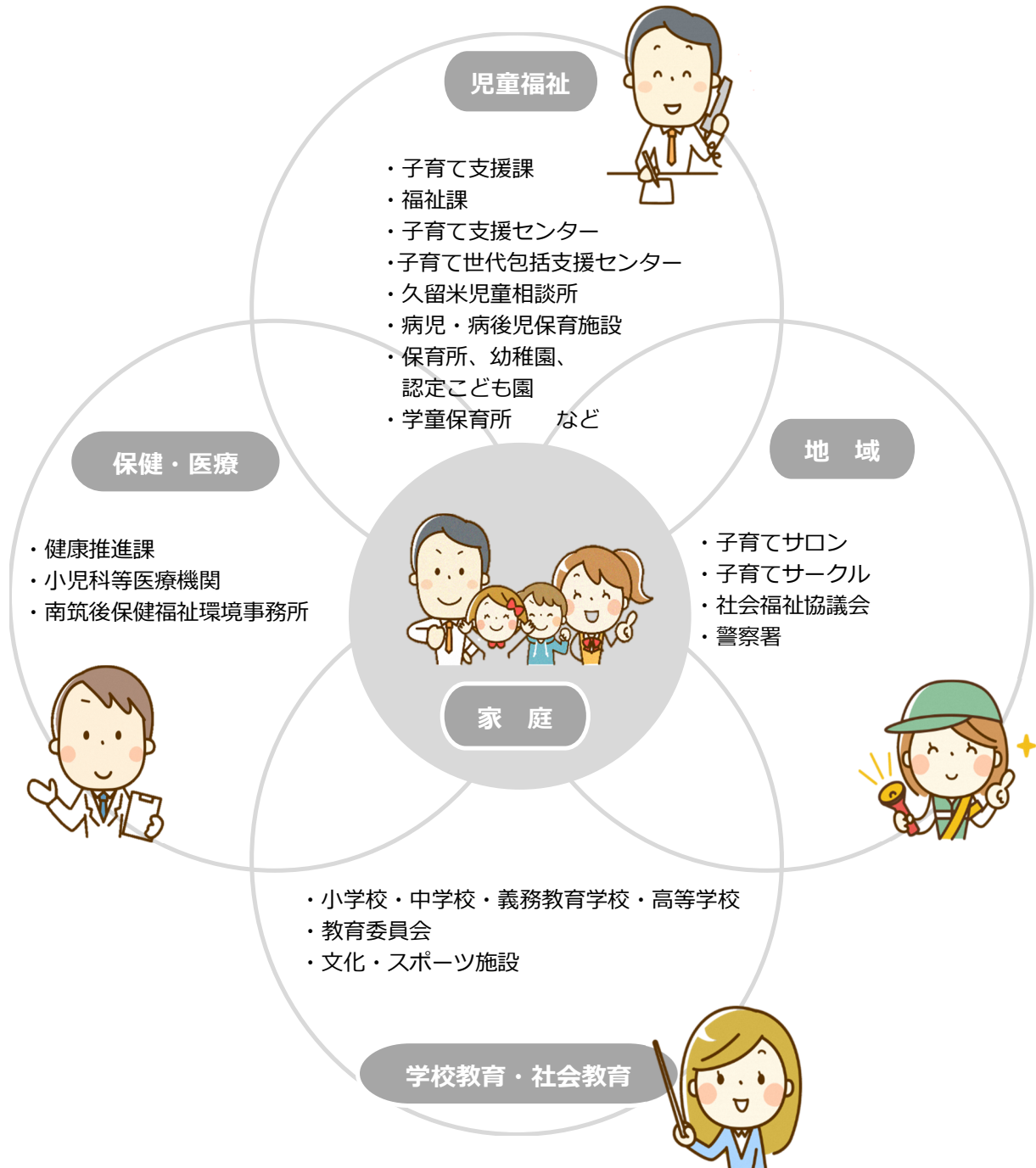
主な事業	内 容	担当課
子育てサポーター及びボランティアの育成	地域での子育て支援を充実させるため、やめっこ未来館を拠点に子育てを支援するサポーター及びボランティアの育成に努めます。	子育て支援課
地域学校協働活動事業の実施	学校と地域が連携・協働し、地域人材の協力を得て、学習支援や体験活動等を実施し、地域社会全体の教育力の向上を図ります。	学校教育課 社会教育課
地域の様々な団体やボランティアの育成	子ども会育成連絡協議会や各種スポーツ団体等、地域との連携を図るとともに、地域で指導するボランティアの育成に努めます。	社会教育課 スポーツ振興課
放課後児童健全育成事業の推進	基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わりを通じた「遊びの場」「生活の場」である放課後児童クラブの推進を図ります。	子育て支援課
新・放課後子ども総合プランの推進	「新・放課後子ども総合プラン」に基づいて、放課後児童クラブ及び放課後子供教室事業を一体的に実施できるよう推進します。	子育て支援課 社会教育課 学校教育課

## 3) 地域における子育てネットワークの育成

子育て家庭に対して、きめ細やかな子育て支援サービス・保育サービスを効果的及び効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークを育成していきます。

主な事業	内 容	担当課
子育てネットワークの形成	子育てサークルを中心にネットワークを形成し、定期的な会議を開催しながら、子育て支援サービス、保育サービスの質の向上を図ります。	子育て支援課
情報提供の充実	毎月の機関紙、「広報八女」、ホームページ、その他媒体への情報の掲載を行います。また、子育て情報を「やめっこ未来館」を拠点に発信します。	子育て支援課
保育所、幼稚園、認定こども園と小学校との連携	各地域での様々な交流イベントや小・義務教育学校の各種行事へ保育所、幼稚園、認定こども園の園児が積極的に参加することで、お互いの情報交換ができ、将来の学校教育に活かされます。そのため、今後も連携の充実を図ります。	子育て支援課 学校教育課
多世代・異年齢交流事業の推進	多世代交流館を拠点に各種の交流イベントや教室を開催し、子どもから高齢者までの幅広い年代層が交流することで、地域にある伝統文化の学習や異世代間の交流を図り伝統文化の継承に努めます。	介護長寿課 子育て支援課

図表 21 本市における子育て支援のネットワーク



#### 4) 未来を担う親となるための土台づくり

児童・生徒が確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康な体や体力をバランスよく育むために、創意工夫した教育活動を展開していきます。

主な事業	内 容	担当課
保育所、幼稚園、認定こども園と中学生との交流	中学生に保育所、幼稚園、認定こども園の職場体験の学習の機会を提供することによって、将来、大人や親になる者としての自覚の芽生えを促します。	学校教育課 子育て支援課
中学生・高校生のボランティアの育成と活動の推進	社会に参加、貢献する喜びを実感できる地域活動やボランティア活動に参加することで、将来の社会での人間形成に向け貴重な経験となるため、ボランティアの育成と活動の推進を図ります。	学校教育課 子育て支援課
心と体の健全な成長への支援	学校教育での思春期の保健対策で、学年に応じた学習を行うとともに、各小・中・義務教育学校と連携しながら、赤ちゃん抱っこ体験や妊婦体験等を通じた知識の提供を行います。	子育て支援課 学校教育課
子どもに対する相談体制の充実	スクールカウンセラーをすべての中学校に配置し、生徒が悩みを相談できる環境をつくり、健全な心の育成を図ります。また、小学校では中学校と連携し、児童が相談できる体制を推進します。あわせて、スクールソーシャルワーカー・心理カウンセラーを配置するとともに、教育相談室で教育相談の充実に取り組み、児童生徒の支援に努めます。	学校教育課
不登校等への支援	適応指導教室「あしたば」において、精神的理由により登校できない児童生徒に対し、カウンセリング、教科指導、体験活動などを通して、子どもたちの自信回復や自立を図り、学校復帰を目指します。	学校教育課
部活動の充実	市立中・義務教育学校後期課程における生徒が、目標をもって充実した部活動に取り組み豊かな人間性を育むことができるよう、部活動のあり方について協議検討を行っていきます。	学校教育課

## 5) 地域ぐるみで子育てをする意識の醸成

子育てに対する不安感を軽減し、子育て家庭の孤立を防ぐために、地域ぐるみで子育てしていると感じられる雰囲気醸成を醸成するよう取り組みます。

主な事業	内 容	担当課
子どもを生み育てることを社会全体で応援する意識の醸成	日々のあいさつやふれあい、幅広い世代間の交流、地域の祭りや団体行事等の参加を通じて、子育て中の保護者や子どもと地域住民が積極的に交流することで、地域ぐるみで子育てしている雰囲気醸成します。	子育て支援課 学校教育課 社会教育課 総務課 企画政策課
支えあい活動の啓発・支援	地域の人々との交流にもつなげる子育てサークル、子ども会やスポーツ少年団体等、幅広いグループ・団体等の活動を支援します。	子育て支援課 社会教育課 スポーツ振興課
子育ての仲間づくりの促進	乳幼児健康診査などの機会を利用して、子育てサークルに関する情報を提供し、また、魅力あるサークルづくりを支援することによって、子育ての仲間づくりを促進します。	子育て支援課
地域での交流が広がる場の拡充	保育所、幼稚園、認定こども園などや学校をはじめとする公共施設をできるだけ子育て中の親子への開放を推進するとともに、地域の集会所等も、自治会への理解を求めながら、子どもと親等の利用を促進します。	子育て支援課 学校教育課 社会教育課 スポーツ振興課 総務課 企画政策課
地域への愛着を高める活動の促進	郷土を愛する気持ちや地域への愛着を高めるため、子どもが地域の自然環境や伝統文化にふれることのできる行事やイベントに積極的に参画できる環境づくりを促進します。	社会教育課 文化振興課 総務課 企画政策課

## (3) 評価指標

取組項目		現 状	目 標 値 (令和6年度)
地域の人からの声をかけてもらうことがある人	小学生保護者	80.3%	90%
	中学生保護者	72.1%	80%
ファミリー・サポート・センターの利用者数	会員	1,624人 <sup>※1</sup>	1,800人
	活動実績	3,060件 <sup>※1</sup>	4,000件
子育てサポーター・ボランティアの数	子育てサポーター	35人 <sup>※2</sup>	50人
	子育てボランティア	205人 <sup>※2</sup>	250人

※1 令和2年1月末の実績値。

※2 平成30年度の実績値。

## 基本施策3 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

### (1) 現状と課題

アンケート調査によると、小学生・義務教育学校前期生の保護者のうち、約3人に1人(31.6%)はゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間が「あまりない」、「全くない」と回答しています。

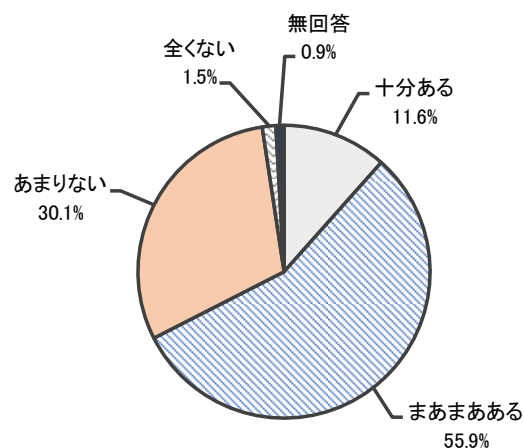
また、中学生・義務教育学校後期生の保護者に、「平日にお子さんと一緒に過ごす時間が十分とれているか」と尋ねたところ、回答者本人が不足していると回答した割合は24.1%であったものの、回答者の配偶者は49.2%が不足していると回答しており、約2倍もの開きが生じています。回答者の90.2%が母親であることを考えると、特に父親が子どもと一緒に過ごす時間が十分にとれていないことが推察されます。

仕事と生活との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の認識が徐々に浸透した結果、以前に比べると、夫婦共に子育ての役割を担う世帯が増えてきているものの、現実には、仕事と生活との調和が図れているとは言いがたいことが分かります。男女ともに就労しやすい環境をつくるとともに、長時間労働を適正化し、育児休業の取得を促進するなど、従来働き方を見直すための取組を進めていくことが必要です。

今後も、結婚、妊娠、出産に関する希望の実現のため、ライフステージの各段階に応じた正確な情報提供など、切れ目のない支援を推進していくことが求められます。

図表 2 2 ゆったりとした気分でお子さんと過ごせる時間があるか

- 小学生の保護者のうち、約3人に1人(31.6%)はゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間が「あまりない」、「全くない」と回答。



計：1,061人

八女市 子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート  
(小学生・義務教育学校前期生) 平成 31 年 3 月

## (2) 今後の取組

### 1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及啓発

多様かつ柔軟な働き方が選択できるような社会基盤の拡充について普及啓発することで、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて取り組みます。

主な事業	内 容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	働く人のそれぞれの事情に応じた多様な働き方の選択ができる社会基盤の実現に向け、男性も含めた働き方改革の推進を図るとともに、事業所への普及啓発を推進します。	人権・同和政策・男女共同参画推進課 商工振興課
広報・啓発活動事業の推進	「広報八女」や男女共同参画情報誌「とうぎやざー」を活用し啓発すると共に、商工会と商工会議所への情報の提供を行います。	人権・同和政策・男女共同参画推進課 商工振興課



子育て支援施設「ピコロ」

八女市黒木町桑原 207 番地 地域交流センター「ふじの里」内

電話 0943-42-3301

## 2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事と子育ての調和のとれた家庭を実現するために、働き方を見直し、仕事と子育ての両立が可能となるよう雇用環境の整備促進に努めます。

主な事業	内 容	担当課
子育てと家庭の両立を図るための雇用環境の整備促進	子育て世代の労働と家庭の調和がとれた環境づくりのため、男性が子育てに携わる時間を増やすことができるよう男性の働き方の見直しや育児休業取得の推進を図るとともに、女性の労働雇用環境の向上にむけ、企業への啓発を推進します。	人権・同和政策・男女共同参画推進課 商工振興課
男性の育児参加促進の仕組みづくり	企業において男性の育児参加・育児休業取得の促進に向けた取組を推進するため、啓発に努めます。	人権・同和政策・男女共同参画推進課 商工振興課
男性の家事・育児への参画促進	父親や子どもが料理という基本的な生活技術を習得することで、働く母親の家事の軽減を図ることを目標とした講座や料理教室を開催します。	人権・同和政策・男女共同参画推進課

## 3) 男女が共に担う子育ての推進

家庭、職場、地域などで、固定的な役割分担意識にとらわれない子育てが広まるよう、第4次八女市男女共同参画行動計画とも連携を図りながら各種取組の推進に努めます。

主な事業	内 容	担当課
男女が共に子育てを担う地域づくりの推進	男女の固定的役割分担を解消し、これまで育児や家事への参加が少なかった男性が積極的に関わり、共に子育てを担う家庭づくりを進めます。	人権・同和政策・男女共同参画推進課 子育て支援課
子育て講座の開催	男女が協力して子育てを担うことをテーマとした講座や、父親が参加しやすい内容を盛り込んだ、子育て中の親を支援する講座を開催します。	人権・同和政策・男女共同参画推進課 子育て支援課
乳幼児健診への父親の参加促進	子どもの成長に両親ともに生きがいを感じるようになるため、乳幼児健診への父親の参加を促します。	子育て支援課
広報・啓発活動の推進	「広報八女」や男女共同参画情報誌「とうぎやざー」を活用し、男性の働き方の見直しや育児休業取得の推進を図ります。	人権・同和政策・男女共同参画推進課

#### 4) 子どもたちがのびのびと活動できる安心安全への取組

住環境、道路、交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育、犯罪の未然防止の取組を通じて、子どもを安心して産み育てるための環境を整備します。

主な事業	内 容	担当課
公園の活用促進	公園や広場が地域のコミュニケーションの場として充実するよう、遊具等の設置・撤去・修繕・移動など安全性を保持するための整備を推進します。	建設課
若者向けの消費者教育の推進	八女市消費生活センターでは、若者向けの消費者教育の中でインターネット関連のトラブル啓発活動を行い、子どもたちが自分の身を守ることができるよう安心安全への取組を行います。	防災安全課
道路等の交通安全施設の整備	子どもの安全確保のために、道路や歩道等の整備や路側帯のカラー化等による安全対策を実施します。	第一整備室 第二整備室
公共施設のバリアフリー化	公共施設等における「バリアフリー化」及び「子育てバリアフリー化」を推進します。	関係各課
青少年健全育成事業の推進	青少年指導員による青少年の健全育成と非行防止を図るための巡回指導や啓発活動を実施します。 また、青少年育成市民の会及び各校区・地区の青少年健全育成団体との連携を図ります。 子どもが交通事故やインターネット・SNS等の犯罪に巻き込まれないよう未然に防止するためのパトロールや啓発活動を推進します。	社会教育課 学校教育課

#### (3) 評価指標

取組項目	現 状	目 標 値 (令和6年度)
ゆったりとした気分で子どもと過ごす時間がある人	67.5% <sup>※1</sup>	90.0%
子育てを大変楽しい、楽しいことが多いと感じる人	小学生保護者	100.0%
	中学生保護者	
父親等の子育て講座の開催数と参加者数	16回・32名 <sup>※2</sup>	25回・60名

※1 「八女市 子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート（小学生・義務教育学校前期生の保護者）」の調査結果。

※2 平成30年度の実績値。



## 基本施策 4 子育て世代の保護者の負担軽減及び若者定住施策の推進

### (1) 現状と課題

昨今の厳しい経済情勢の中、子育てに伴う経済的負担の軽減施策の充実は子育て支援の重要な課題の1つとなっています。

アンケート調査結果を見ると、子どもを健やかに産み育てるために市に期待することとして、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援」と回答した人の割合が最も高くなっていることから、保護者にとって、子育てにかかる経済的負担の軽減に関する期待は大きいと考えられます。

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化がはじまりました。これまで子育て家庭への経済的支援として実施していた児童手当とともに、家庭等における生活の安定に寄与することが期待されます。

### (2) 今後の取組

#### 1) 幼児教育・保育の無償化

保育所、幼稚園、認定こども園などを利用する3歳から5歳児の子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児までの子どもの利用料が令和元年10月から無償化されました。

主な事業	内容	担当課
保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育施設の保育料の無償化及び軽減	令和元年10月から幼児教育・保育が無償化されました。なお、本市では課税世帯の0～2歳児の保育料について国の基準よりさらに補助を行い、保育料の負担軽減を図ります。	子育て支援課
子育てのための施設等利用給付事業の実施	保育の必要性がある小学校就学前の子ども（0～2歳児は住民税非課税世帯に限る。）が利用する子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料に対し、施設等利用費を支給します。	子育て支援課

## 2) 子育て支援事業の保護者の負担軽減

地域の子育て支援事業の利用拡大や利用しやすい利用料を設定し、保護者の負担を軽減します。

主な事業	内 容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業の利用者の負担軽減	会員登録により会員同士が育児に関わる相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業について、利用料の一部の補助を行い負担軽減を図ります。	子育て支援課
病児・病後児保育事業の利用者の負担軽減	病児・病後児保育事業について、1日の利用料2,000円に対し1,000円の補助を行い負担軽減を図ります。 (病児保育施設：すこやか・のびのび・おひさま)	子育て支援課
児童手当支給事業の実施	出生から中学3年生までの子どもに対し、児童手当を支給します。	子育て支援課
乳幼児・こども医療費の助成事業の実施	小学校就学前までの乳幼児の通院・入院にかかる医療費を無料化します。平成24年度から小学生・中学生の入院にかかる医療費の無料化、平成28年10月から小学生の通院、平成30年10月からは中学生の通院にかかる医療費の一部を助成し、負担軽減を図っています。	子育て支援課
育児支援こどものごはん提供事業の実施	本市の保育所、幼稚園等に通う3歳以上児の給食のうち、主食（ごはん）の提供にかかる費用に対して各施設に補助を行うことで完全給食の実施を推進し、食の衛生確保及び保護者の負担軽減を図ります。	子育て支援課



### 3) 子どもの教育費用に対する負担軽減

子どもが学校等に入学又は通学する費用の一部を軽減するため、市から入学祝金及び通学費用の助成金や奨学金を支給します。

主な事業	内 容	担当課
入学祝金支給事業の実施	小・中・義務教育学校の入学時に児童及び生徒の入学費用の負担軽減のため、新入学児を対象に小学校 30,000 円、中学校 50,000 円の祝金を支給します。	学校教育課
路線バス通学助成金支給事業の実施	路線バスで通学している学生に対し、定期券の費用の一部を助成します。	商工振興課
高等学校奨学金の給付事業の実施	経済的理由により就学が困難な世帯に対し、教育費用の負担軽減のため、月額 8,000 円の奨学金を給付します。平成 31 年 4 月から支給対象者を 50 人に拡充しました。	学校教育課

### 4) 若者定住促進施策の推進

「八女市定住促進計画」と連携し、結婚から子どもを産み育て定住できるよう、子育て世代の支援と充実を図ります。

主な事業	内 容	担当課
若者向け定住住宅整備事業の推進	子育て世代を含む若い世代を対象に、ライフスタイルやニーズに対応できるような魅力ある市営住宅の整備を検討します。	定住対策課
結婚に向けた支援の推進	結婚に向けた出会いをサポートするため、結婚相談や婚活などの支援を推進します。	定住対策課
移住・定住支援事業の推進	移住定住に関わる情報提供・相談窓口の一元化に向けた、移住定住・支援センターの充実を図ります。また、移住定住促進サイトにより多様な情報発信を行い、住宅購入や改修のための経済的な支援に加え、空き家の活用を推進し、本市に居住を希望する人が住居を確保できるように努めます。	定住対策課

主な事業	内 容	担当課
新規創業・新事業展開の推進や伝統工芸等の継承者育成	本市で創業を行う者や既に事業を営んでいる事業者が、新事業や新分野へ進出する場合に補助を行い、経営の支援や安定を図ります。また、伝統工芸等の技術や技法を継承させるため、概ね 40 歳未満の若者を雇用し、技術を習得させる事業者に対して奨励金を交付して若者の就業を支援します。	商工振興課
やめU I ターン子ども応援手当支給事業の実施	本市に子どもと転入する家族に対し、転入後3ヶ月以上在住する子どもを対象として、保育所、幼稚園、認定こども園や小・中・義務教育学校の費用の一部として、やめU I ターン子ども応援手当を児童一人あたり30,000円支給します。(平成26年4月から支給)	子育て支援課
郷土愛の育成	八女ふる里学(小学校・義務教育学校前期課程)・八女茶学(中学校・義務教育学校後期課程)等を通じて、八女独自の豊かな自然、文化、歴史、伝統工芸、観光資源等を伝えることで、未来を担う子どもたちのふるさとを愛する心を育みます。	学校教育課

### (3) 評価指標

取組項目		現 状	目 標 値 (令和6年度)
U I ターン子ども応援手当該当児童数		172人※	200人
子育てに不安や負担を感じることがある人	小学生保護者	6.4%	0.0%
	中学生保護者	9.0%	

※ 平成30年度の実績値。



## 基本施策 5 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

### (1) 現状と課題

平成元年の国連総会で、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、わが国も平成6年にこの条約を批准しました。これにともない様々な子どもの人権を守るための法的整備が進んでいます。

しかし、子どもに対する人権侵害は今なお深刻な状況にあります。家庭での子育て、それを支える地域社会、さらには保育所での保育や幼稚園・学校における教育、これらを連携させながら、子どもの人権を守り、子どもが夢や希望を持って過ごせる環境をつくっていかねばなりません。

不登校や引きこもりなど、子どもをめぐる問題は数多くあります。どのような課題に対しても迅速に適切な対応を取ることができるよう、体制を整えていく必要があります。

### (2) 今後の取組

#### 1) 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援

虐待は、身体的自由だけでなく子どもの生命すら脅かす重大な人権侵害です。一方、虐待は外からは見えにくい家庭の中で行われていることが多いため、本市が把握できているのはそのごく一部である可能性もあります。虐待を未然に防止し、虐待があったとしてもできるだけ早く発見し、迅速に対応することが必要ですが、そのためには、家庭内や地域で子育てする人が孤立しないように相談体制を一層充実させていかねばなりません。

主な事業	内容	担当課
要保護児童対策地域協議会の充実	八女市要保護児童対策地域協議会で代表者会議や実務者会議、研修会を開催し、協議会のさらなる充実を目指します。また、ケース会議や個別会議を行いながら支援を行います。	子育て支援課
子育て世代包括支援センター事業の推進	妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センター事業を、要保護児童対策地域協議会との連携を図りながら取り組みます。	子育て支援課
家庭児童相談室の機能強化	家庭児童相談室を本庁及び黒木支所に配置し、様々な家庭への対応や支援を行います。相談も複雑・多様化し困難な事例もあるため、児童相談所と緊密に連携し、機能強化を図ります。	子育て支援課

主な事業	内 容	担当課
児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応	虐待を受けている事例の多くは乳幼児健診を受診していないことから、未受診者を把握し、未然防止を図るとともに、早期発見・早期対応に努めます。また、DVのある家庭の子どもへの心理的虐待についても、女性相談員と情報共有・連携体制の強化を図ります。	子育て支援課 人権・同和政策・ 男女共同参画 推進課
緊急性の高い虐待に対する組織的対応の強化	緊急性が高い虐待案件については、児童相談所、警察等の関係機関と密接に連携し、虐待を受けている子どもの適切な保護のための総合的、組織的な対応を迅速に実施します。	子育て支援課
子ども家庭総合支援拠点の設置	育児不安の強い保護者や児童虐待が懸念される家庭に対して相談支援や各種援助活動を実施する「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、きめ細かな対応を進めることによって、虐待の未然防止を図ります。	子育て支援課
関係機関職員に対する研修	関係機関の職員が専門の研修会等に参加することで、虐待への対応方法や相談援助の手法について学ぶ機会を設けます。	子育て支援課
外国にルーツのある家庭への支援	文化、生活習慣の違いを理解し、地域の人々との交流を図りながら孤立しないよう支援します。また、言葉の壁を感じることがないように、日本語教室の利用や学校での学習支援を行います。	子育て支援課 学校教育課
児童虐待に関する広報啓発の推進	「広報八女」、市ホームページ等、あらゆる媒体を通じて、児童虐待防止に関する広報啓発を行い、早期発見・早期対応の必要性、重要性を市民に周知します。	子育て支援課

## 虐待相談窓口

窓 口	電話番号
① 八女市子育て支援課	0943-23-1351 (直通)
② 警察署	110
③ 児童相談所全国共通ダイヤル (無料)	189
相談専用ダイヤル (有料)	0570-783-189



## 2) 子どもの貧困対策

子どもの将来は、生まれ育った環境によって左右されることがあってはなりません。生活に困窮している子育て世帯が社会から孤立していたり、様々な課題を複合的に抱えていたりすることでネグレクト等の遠因になる可能性もあります。

平成 25 年に「生活困窮者自立支援法」、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されたことに伴い閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」も時代に合わせ、見直し・強化されています。

本市としても、このような背景や事情を踏まえつつ、「八女市子どもの貧困対策推進計画」(平成 29 年)を策定し、より具体的な子どもの貧困解消への取り組みを進めているところです。計画の基本理念『「やめっこ」みんなが夢を描き、実現できるまち』を念頭に貧困が世代を超えて連鎖することなく、すべての「やめっこ」が夢と希望を持って成長していける環境づくりを進める必要があります。

主な事業	内 容	担当課
生活困窮者自立支援事業の推進	生活に困窮する子育て家庭が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、保護者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援、就労支援等を行います。	福祉課
家庭児童相談室の充実	子どもと家庭の問題についての相談窓口である家庭児童相談室をさらに充実し、生活に困窮する家庭のすべての子どもが、心身ともに健やかに育つよう相談体制の充実に努めます。	子育て支援課
学校教育との連携強化	スクールソーシャルワーカーの増員や情報共有の機会を持つなど、行政の福祉部門と教育委員会、学校等との連携をさらに強化することで、課題を早期に共有し、適切かつ迅速な対応につなげるなど、課題が深刻化・複雑化する前に対処できるよう努めます。	子育て支援課 学校教育課
子育て世代包括支援センター事業の確立と連携	子育て世代包括支援センターで母子健康手帳交付や、妊娠・出産・子育ての相談窓口として保健師等が情報提供や相談に応じています。関係機関との連携の強化と、子育て世代包括支援センターの周知を図ります。	子育て支援課
こども食堂事業費補助事業	家庭的環境の中で食事をする機会が少ない子どもや、世代を超えてだれでも交流できる居場所として、食事の提供を行っている「こども食堂」の運営団体へ、その費用を補助し事業の推進を図ります。	子育て支援課
居場所づくり	公共施設等を利用し、児童・生徒が放課後や長期休業中に学習等に取り組むことができ、また、学習支援事業等を利用し、いつでもだれでも集うことができる居場所づくりの取組を検討します。	子育て支援課 福祉課 社会教育課

主な事業	内 容	担当課
放課後児童クラブ保護者負担金の減額	生活保護受給者、市町村民税非課税世帯、就学援助の認定を受けている世帯については負担金を減額します。	子育て支援課
要保護・準要保護児童・生徒就学援助事業の推進	経済的理由によって援助が必要な小・中・義務教育学校の児童及び生徒の教育機会の格差解消と円滑な実施を図るため、要保護者及び準要保護者に対して学用品費や学校給食費等の費用の就学援助を行います。	学校教育課

### 3) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が安心して地域社会で生活できるよう、子育て環境の整備、経済的支援を進めながら、生活の安定と自立を促進します。

主な事業	内 容	担当課
ひとり親家庭等医療費支給制度の推進	母子、父子及び障がい者を含むひとり親家庭等医療費については、子どもが18歳に達した年度末まで医療費の一部を公費で負担し、経済的な支援を行います。	子育て支援課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	母子、父子及び寡婦家庭の生活の安定とその子どもの育成のため貸付を行います。対象家庭への周知と相談の充実を図ります。	子育て支援課
高等職業訓練促進給付事業の推進	ひとり親家庭の母又は父が就職に有利な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合、修業する期間と修了後に給付金を支給します。	子育て支援課
母子家庭等自立支援教育訓練給付事業の推進	ひとり親家庭の母又は父が就職につながる能力開発のため、教育訓練講座を受講した場合、給付金を支給します。	子育て支援課
児童扶養手当支給事業の実施	ひとり親家庭等へ生活の安定を図るため、子どもが18歳に達した年度末まで児童扶養手当を支給します。	子育て支援課



#### 4) 社会的養護施策との連携

児童虐待や養育困難など何らかの事情により家庭で生活できない子どものための社会的養護施策として、児童養護施設等への入所及び里親制度の活用を進めます。また、母子家庭の母等に支援が必要な場合やDV等により一時的に生活の支援が必要な場合は、母子生活支援施設への入所を検討します。

主な事業	内容	担当課
児童虐待や生活困難な家庭への支援	児童虐待や生活困難な家庭には、その児童や家庭に合った対応としての施設や里親制度も含め、入所を検討します。	子育て支援課
児童相談所との連携	児童虐待や子どもの養育困難な家庭への対応は、児童相談所と連携しながら、慎重かつ細やかに対応します。	子育て支援課
母子生活支援施設の活用	母子家庭の母等に支援が必要な場合やDVにより一時的な施設入所による対応が必要な場合は、母子生活支援施設への入所を促し支援を行います。	子育て支援課
子育て短期支援事業の実施	保護者の育児疲れや子育ての不安解消のため、一時的に子どもを施設等に預かるショートステイやトワイライトステイ事業の実施を検討します。	子育て支援課

#### 5) 障がいのある子どもと家庭への支援

心身の障がいにより、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている子どもについては、ノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことでその制約を少しずつでも取り除いていくことが大切です。障がいがあるために、他の様々な能力を発揮する機会が妨げられないよう、療育・教育指導体制が確立されなければなりません。

主な事業	内容	担当課
障害児保育事業の推進	保育所、幼稚園、認定こども園など障害児保育については、市の補助事業を実施し、教諭・保育士の加配による教育・保育体制を推進します。	子育て支援課
障害児学童保育事業の推進	心身に障がいがある又は配慮を要する児童については、各小・義務教育学区の放課後児童クラブにおいて、必要に応じて加配支援員を配置し保育体制の充実を図ります。また、心身障害児学童保育所において障がい児を受け入れることにより、保護者のニーズに沿った支援を実施します。	子育て支援課 福祉課

主な事業	内 容	担当課
育児支援事業の推進	配慮が必要な子どもに対して、安心して子育てができるよう支援を行います。	福祉課
障害児通所支援の充実及び児童発達支援センターを核とする地域の連携体制の構築	各施設が多様なニーズに対応できるよう、特色ある取組の研究や、支援員の資質向上のための研修等の環境整備と児童発達支援センターを核とする地域の連携体制の構築に取り組みます。	福祉課
家族の接し方（ペアレントトレーニング）等の充実	施設、家庭、学校が連携し、情報の共有をはじめとする適切な支援体制の構築に取り組みます。障害児相談支援を充実させ、必要に応じて施設・学校・家庭におけるペアレントトレーニングが導入できるよう取り組みます。	福祉課
発達障害児等の相談事業の推進	乳幼児健診で身体や精神の発達面で気になる乳幼児や育児環境に課題をもった親子を対象に、養育支援教室「バンビ親子遊び教室」を実施し、子どもの健全な発達への安心できる支援を推進します。	子育て支援課

### (3) 評価指標

取組項目		現 状	目 標 値 (令和6年度)
気軽に相談できる人や場所がある人	就学前保護者	96.9%	100.0%
	小学生保護者	94.4%	
	中学生保護者	92.0%	
子どもの居場所づくり（子ども食堂含む）		4か所 <sup>※</sup>	8か所

※ 令和2年1月末の実績値。